

知的財産研究所の今昔

— 設立当時を振り返りつつ、近年の取組を紹介 —

The Institute of Intellectual Property: Then and Now



一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所 研究部長

中西 聡

2005 年に特許庁入庁。化学分野の特許や延長登録の審査・審判に従事のほか、審査基準室、審査推進室、特許情報室、審判企画室等の業務を経験。2024 年 7 月より現職。

① はじめに

知的財産研究所（略称：知財研、英語名：Institute of Intellectual Property (IIP)）は、知財分野の専門研究部門である。35 年以上にわたり、経済産業省や特許庁等からの委託を受け、知財の制度や運用に関する調査研究や、国内外の研究者の派遣・招へい、日中の有識者による共同研究といった、知財に関わる様々な事業に取り組んできた。

知財研については、2013 年の状況を当時の研究第二部長（現在の研究部長）の天野氏が紹介している¹。しかし、それから 10 年以上経過し、知財研を取り巻く状況が色々と変わっていることから、本稿では改めて、知財研や知財研をとりまく状況について紹介する。なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解であって、組織の見解でないことをあらかじめ申し添える。

② 知財研の沿革

知財研は、産業界や金融界の支援に加えて、公営競技関係資金からの支援も受け、通産大臣の認可の下、1989 年 6 月 12 日に「財団法人知的財産研究所」として設立した。その後、2011 年 4 月の新公益法人制度の開始に伴って一般財団法人に移行し、2016 年 4 月には、一般社団法人知的財産教育協会と合併して一般財団法人知的財産研究教育財団の一部門となり、現在に至る。²

¹ 特技懇, 2013, No.269, p16-21

² 一般財団法人知的財産研究教育財団 知的財産研究所
<https://www.iip.or.jp/index.html>

設立当初の入所先は、政府・霞が関に近い港区虎ノ門の虎ノ門中田ビルであった。その後、1999 年に千代田区麹町のトラスティ麹町ビルに移転し、2009 年に千代田区神田錦町の精興竹橋共同ビルに移転した。移転の軌跡を地図上で描くと、偶然にも、かなり正確な長方形の 2 辺を描くのが面白い³。



図 1 2025 年 6 月現在の入居ビル正面及び事務所入り口

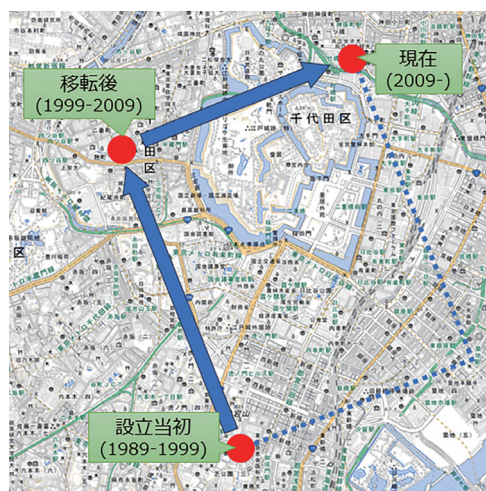


図 2 入居先の軌跡（地理院地図を元に作成）

³ 長方形右下は「築地二丁目地区第一種市街地再開発事業」（2029 年度完了予定）の再開発地区（https://www.toshisei.metro.tokyo.lg.jp/machizukuri/shigaichi_seibi/sai-kai/saikaihatsu/chuo_02_36）。将来この再開発ビルに移転したりするだろうか。

③ 「知的財産」研究所

「知的財産研究所」という名称は、「知的財産」の「研究所」と非常にシンプルである。しかし、今でこそ「知的財産」は広く認知されている用語だが、知財研設立時はそうではなかったようである。この点に関し、元特許庁長官の中島氏が詳しく述べているところ^{4,5}、少し紹介する。

当時は「知的所有権」や「工業所有権」等が使われており、「知的財産（権）」はほとんど使われておらず、「チザイ」と言えば、毎年末に大蔵省と自治省が協議して決める「地方財政計画」であったとのこと。

しかし、GATT ウルグアイ・ラウンド交渉で欧米が提示したトレード・シークレットの保護⁶に対応すべく、中島氏が通産省産業政策局に「知的財産政策室」を立ち上げ、そして、情報収集や研究の拠点として日本版マックス・プランク研究所を作るという構想の下、知財研の設立に至ったとのことである。

「知的財産（権）」の用語に対する反応は芳しくなかったようで、当時、特許庁長官から「世の中に知的財産なんていう用語は存在しない。素人が勝手な言葉を使うな。俺は認めない。」と怒鳴られ、官房長から「君の室は財テクの研究でもするのか。」と言われたとのことである。

そのような「知的財産（権）」であったが、その後、2002年7月の知財戦略大綱⁷において、情報を対象とする知財法には、物を対象とする所有権法とは異なった独自の法体系が必要であるとされ、「法令・条約等において使用されている「知的所有権」という用語を可能な限り「知的財産」、「知的財産権」に統一する」ことが示され、正式な用語としてお墨付きをもらった。さらに、同年12月には知財基本法⁸が公布され、「知的財産（権）」

の定義が法定されるに至った。

ちなみに、国会の議事録に登場する「知的財産（権）」及び旧来の「知的（工業）所有（権）」の回数を数えると、まず、「知的財産（権）」は、1969年の第61回国会で初登場した後、知財研設立の1989年頃から増え始め、前記知財戦略大綱の策定等がされた2002年頃から急増し、今や累計で9千回を突破した（図3の赤線参照）。

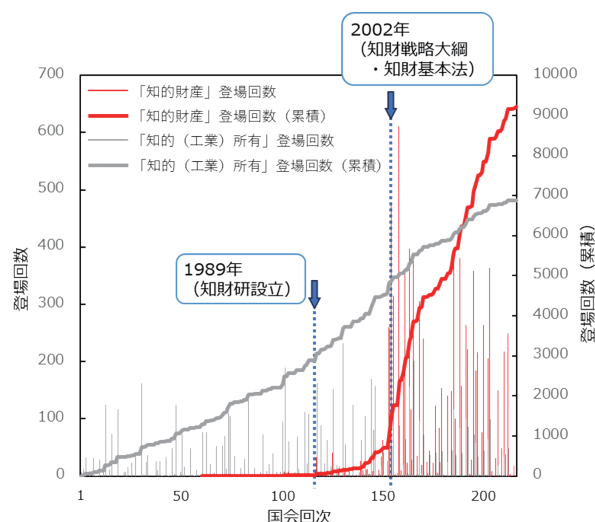


図3 国会の議事録に登場する「知的財産（権）」又は「知的（工業）所有（権）」の回数⁹

冒頭で、知財研の名称をシンプルと記載したが、設立時は斬新であったことが窺える。それから10年以上を経て、「知的財産（権）」の用語が一般に浸透し、今やシンプルと言えるまでになったのであるから、「知的財産研究所」は、時代を先取りした名称であったといえるかもしれない。

一方、「知的（工業）所有（権）」の使用頻度が減ったかということ、そうでもない。図3（灰色線参照）のとおり、国会では第1回から現在に至るまで一定に使われている。国会以外でも、例えば政府のホームページでは、WIPO（World Intellectual Property Organization）を世界「知的所有権」機関と表記しているなど、主に固有名詞について従来の和訳をそのまま使っている。

「Intellectual Property」の一般的な和訳が、今や「知的財産（権）」なのであるから、そろそろ固有名詞も「知的財産権」と変えてもよいのではないだろうか。

4 知財研フォーラム, 2009, Vol.78, p1-2

5 知財研フォーラム, 2014, Vol.100, p3-10

6 「トレード・シークレットの保護に関する法律の起源は、古代ローマ時代にさかのぼる。ローマ法によれば、染色、陶器製造等の事業を営む主人に仕える奴隷が、ライバル業者から主人のトレード・シークレットを漏らすようそそのかされた場合、その奴隷の主人はライバル業者に対して、奴隷買収の訴権があった。奴隷の主人は、自分の奴隷をそそのかした相手から、2倍の損害賠償額を受けることができたといわれる。－「アメリカ知的所有権法概説」(E.W.Kintner, J.L.Lahr 著 有賀美智子訳)より－」(出典: IP ジャーナル創刊号, p4のミニコラム)

7 知的財産戦略大綱: http://www.bepats.co.jp/Home/2015hourei/Velse/H13_14_020703taikou.html (第3章4. (2) ①)

8 知的財産基本法: <https://laws.e-gov.jp/law/414AC0000000122>

9 国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp>) のデータを元に作成。

④ 目的・事業展開

知財研が所属する（一財）知的財産研究教育財団の目的は、「知的財産に関する調査研究、知的財産に関する知識の普及及び啓発、知的財産に関する専門的知識を有する人材の養成、知的財産関係の諸機関との交流等を行うことにより知的財産制度の発展に寄与し、もって我が国産業経済の健全な発展に資すること」（定款 3 条）であり、この目的を達成するために知財研が行う事業は、以下の 8 事業である（定款 4 条）。

- ① 知的財産に関する調査研究
- ② 知的財産に関する情報の収集及び提供
- ③ 知的財産に関する情報検索システムの構築と情報サービスの提供
- ④ 知的財産に関する人材の育成
- ⑤ 知的財産に関する海外の研究者、関係者の招へい及び研究者の海外派遣
- ⑥ 知財図書館の運営
- ⑦ 内外の知財関係団体、研究機関、教育機関等との交流
- ⑧ その他本財団の目的を達成するために必要な事業

以下、知財研が実施している具体的な事業のうち、主なものを紹介する。

⑤ 知的財産調査研究事業

本事業は、知財の制度や運用等に関する諸問題について、国内外の制度の現状や課題等を調査・研究することを目的とした、知財研の中核事業である。毎年様々な事業を受注しており、2024 年度には、表 1 に示した事業を受注した。2025 年度も同数程度の受注を目指しており、2025 年 6 月現在、「権利侵害を事前に抑制する知財保護システムの在り方に関する調査研究」及び「国

際知財制度分析調査」を受注することができ、事業を開始したところである。

以下、2024 年度に受注した事業のうち、現在注目されている AI に関する事業であって、（一財）日本特許情報機構にもご協力いただいた、特許又は意匠と AI に関する調査研究事業（表 1 上から 4、5 番目）について取り上げる。

これら両事業では、合計 37 の国内外の有識者や企業、団体等に対するヒアリング調査を通じて、様々な意見を収集するとともに、有識者を集めた会議での検討も実施した。詳細は特許庁ホームページで公開されている報告書にゆだねるが、以下筆者の印象に残ったところを少し紹介する。

（1）AI の生成物の捉え方

特許と AI の調査事業では、品質を問わなければ既に実現可能である「AI を活用して人間の関与がほとんどないままに完成したアイデア（例：AI に課題と解決手段を出力させ、その解決手段を AI 制御で実証して完成させたアイデア）」に関する論点に対し、様々な見解が得られた。

まず、上記アイデアは誰の創作かとの論点に対しては、大きく、①人間が AI を使って創作（人間の創作）、②AI が人間の指示を契機に創作（AI の創作）、③ケースバイケースの見解に分かれた。

見解の理由や背景の考え方は様々であったが、①とする者からは、例えば、上記の課題や解決手段の出力も実証も、人間の指示を起点としており、AI はその指示に沿って計算結果（課題や解決手段、制御信号等）を出力しただけ。つまり、創作の主体は人間という考え方が示された。それに対し、②とする者からは、例えば、大学の先生や企業の上司が、学生や部下に大まかなテーマを指示し、その学生や部下がアイデアを完成させたというケースにおいて、その創作の主体は学生や部下であるところ、①でいう人間の指示は、この指示と同等である。つまり、上記のアイ

表 1 知財研が 2024 年度に受注した調査研究事業（一部事業は、同事業名で毎年別事業として実施されている）

事業名	概要
国際知財制度分析調査	国際的な知財を巡る状況にかかる 4 テーマについて調査・分析し、有識者による研究会も開催。令和 4 年度以前の名称は「TRIPS 整合性分析調査」。
我が国の知的財産制度が経済に果たす役割に関する調査	知財とイノベーションや競争力に関する 5 テーマについて、統計学的・計量経済学的な分析や情報収集を実施し、有識者による委員会も開催。
各国・地域の商標制度・運用に関する調査研究	我が国での導入や見直しが検討課題となり得る商標制度や運用に関する諸外国の法令や運用等について調査・分析。
AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査	AI を利活用して創作した発明について、現在及び将来における保護の在り方を調査・分析し、有識者による委員会も開催。
生成 AI を利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究	AI を利活用して創作したデザインにおける、国内外の意識や状況を調査・分析し、有識者によるアドバイザリー会議も開催。

デアの創作の主体は AI という考え方が示された¹⁰。

さらに、上記アイデアが特許法上の「発明」、すなわち、自然法則を利用した「技術的思想の創作」のうち高度のもの（特許法 2 条）に該当するかという論点に対しても、大きく、①該当しない、②該当する、③ケースバイケースの見解に分かれた。

これらの見解の理由や背景の考え方も様々であったが、その一つに、外形的に「人間が思想した結果」や「人間が創作したもの」と区別できない AI の生成物について、それを計算結果にすぎないとする（①に傾く）か、それとも、人間が思想した結果や創作物と同等とみなす（又は区別する意義が見いだせない）（②に傾く）という、AI に対するスタンスの相違が窺えた。

いずれの論点においても、見解の相違の根本に個人の思想や信条（AI の擬人化に対する距離感等）が見え隠れするため、将来的にも意見の統一は難しいのではないかという印象を受けた。

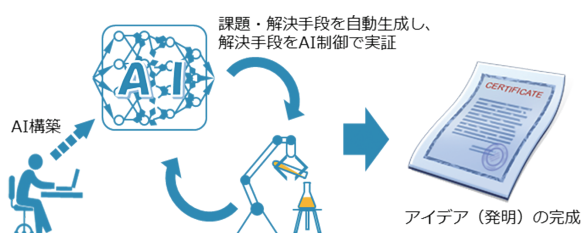


図4 AI に課題と解決手段を出力させ、その解決手段を AI 制御で実証して完成させたアイデア

（2）AI の生成物の公開に関する懸念

「AI の生成物がインターネットや SNS 等で多数公開されることによって、自分の特許や意匠の権利化が妨げられる懸念¹¹」を示す者が、特に意匠と AI の調査事業で多くみられ、この懸念は事業の発注者側も気にする論点¹²であった。しかし、実際には、著作権の関係で問題となっ

た事例ばかりが見つかり、特許や意匠においてこの懸念が顕在化した事例は見当たらなかった。

また、この懸念に関し、人が発明・創作して出願した案件は、それと同じ又は似た AI の生成物が既に知られていても、権利取得できるようにすべき旨の意見が多く得られたものの、これに対し、誰もしが AI を使う時代に、AI の生成物と同程度に過ぎないものに独占的排他権を与えて保護するのは法目的（産業の発達に寄与すること）に合わないとの指摘があった。

本懸念においては、AI の生成物が大量に出回るといいう新しい時代に対する不安や恐れ、拒否感といった感情が先行しており、また、事業者にとっては、独占的排他権の取得可否という収益に直結する思惑も絡むことから、公平中立な議論が難しいという印象を受けた。

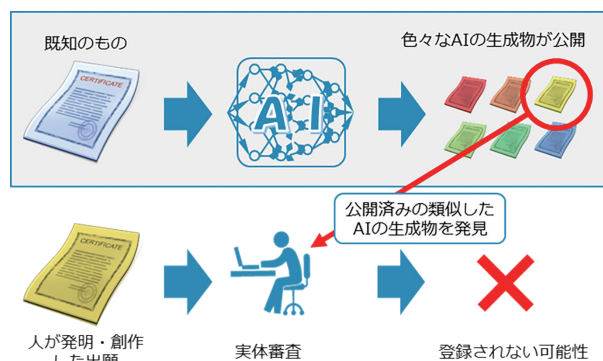


図5 公開済みの AI の生成物に基づいて、人が発明・創作した出願が登録されなくなる可能性が生じるという懸念

ここで取り上げた両調査研究の結果を俯瞰するに、まず、特許や意匠の法令や実体審査の基準は、すべての技術分野に対応できるよう、全体的にバランスが取れているといえ、AI の技術の進展に起因して破綻する箇所は見つかっていない。もちろん産業政策的に AI 周りで特別ルールを新設する対応はあり得るし、AI 関連の実体審査では審査官が AI の技術をしっかり把握する必要があるものの、AI という一技術を特別扱いして、直ちに特許や意匠の法令や基準を変更する必要性は低いと考えられる。

実際に両調査研究でも、AI を特別扱いして法令や基準を変更すると、バランスが崩れて混乱が生じるおそれがあるという意見や、現状の AI に係る論点の多くは、AI の登場前から存在している課題¹³や、学術的な課題¹⁴ばかりであって、その論点を理由に AI を特別扱いして法令や基準を変更する必要はないとの意見が得られており、いずれの意見も上記考えと方向性を同じくするものといえよう。

10 さらに、①とする者から、「そもそも②というケースは、先生や上司が学生や部下を使って発明をしているといえ、創作の主体は先生や上司であって学生や部下ではない。」との考え方が示され、そしてこの考え方にに対し、指示の程度によるのではないかと（③に近づく）との考え方が示される等、議論は発散した。

11 特許や意匠は、既に公開されたものと同じ又はそれから簡単に思いつく場合は権利化されない（新規性等の要件を欠く）から、今後の事業を見据えて出願した特許や意匠について、それと似たものを既に誰かが SNS 等で公開していると、権利化できなくなり、事業に影響が生じるという懸念。

12 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会（第 51 ～ 54 回）、意匠制度小委員会（第 16、19、20 回）等。

過去にIoT等が流行ったときもそうであったが、流行りの技術が注目を集める度に、法令改正や基準改訂の声が上がる。議論や点検は大切だが、全体的にバランスが取れている法令や基準を、その度に安易に変えては、バランスが崩れて混乱が生じるおそれがある。落ち着いた議論を期待したい。

さて、調査研究事業は、調査研究自体もさることながら、手続や契約の面でも色々苦勞があるところ、以下に少し紹介する。

調査研究事業は、基本的に一般競争入札（総合評価方式）¹⁵で行われ、事業者は入札に勝たなければ受注できず収入が得られない。そこで、対応可能な事業内容の入札公告が出ていないか随時確認し、出たとなれば、提案書を作成して入札額と共に提出することになる。

提案書は、発注者が設定した評価項目に従って採点される。点数が低いと、入札額が安くても競合相手に負ける可能性があるため、期日までの短期間¹⁶に、下調査もしっかり実施した上で必死に作成する。また、提案書の枚数に100ページの上限を設定する事業がみられるとおり、100ページ以上の提案書は普通という世界である。また、プレゼンテーション¹⁷を指示されることもあり、その場合は、さらに発表用資料を別途作成し、発表練習

も行う。これらの準備にかかる人件費や下調査の事業費はすべて事業者が負担しているのが現状である¹⁸。

また、調査研究の契約では通常、事業を通じて発生した著作権等の知財を全て発注者に譲渡すること、及び、著作者人格権を行使しないことが定められているのが普通であり、例えば、調査報告書の記載を、受注者が納品後に別事業等で転載するには、発注者の許可が必要である¹⁹。

このように、受注者側には手続や契約の面からも苦勞が絶えないのだが、質の高い調査研究を実施し、知財制度の発展に貢献するとの矜持から、知財研では毎年、事業の真摯な実施に努めている。

⑥ 知的財産国際共同研究推進事業

6.1 研究者派遣・招へい事業

本事業は、研究者を国内外の研究機関に派遣・招へいして、産業財産権制度に関する課題について調査・共同研究し、得られた研究成果及び構築した研究者のネットワークの活用を通じて制度調和を推進することを目的とした、特許庁の委託事業である。

正式名称を「産業財産権国際課題対策推進事業」という約2年間の事業であり、昨年度までは、「産業財産権制度調和に係る共同研究事業」という単年度事業であった。

派遣・招へいする研究者は公募され、選定委員会による書類選考及び面接審査を経て決定される。また、研究成果は、報告会(⑦参照)や報告書²⁰を通じて公開される。

単年度事業のときは、事業年度の1年間で、前年度事業で選定された研究者を派遣・招へいしつつ、翌年度事業で派遣・招へいする研究者を募集・選定していた。しかし、知財研が翌年度の事業も受注できるとは限らないことから、実際に派遣・招へいした後の手続等に係る問合せや要望を受けても、対応が困難であった。

後継の2年事業では、1年目に、翌年度の派遣・招へいする研究者を募集・選定し、翌2年目に、その選定した研究者を派遣・招へいするため、上記困難な状況がな

13 例えば、AIによるハルシネーション（事実と異なる情報・存在しない情報）が含まれる書類の扱いは、人間による勘違いや嘘に基づく情報が含まれる書類の扱いと変わらない。

14 例えば、仮にAIを発明者としても、実体審査に大きな影響はない。冒認等は「出願人」が判断対象であるし、特許法29条の2の発明者同一の判断はレアケースである上、発明者欄の記載に基づけば通常足りる。

15 応募者が提出した提案書と入札額を総合的に評価し、最高の評価となった者を落札者とする入札方式。

16 本期間は、法定は原則「少なくとも十日」（予算決算及び会計令74条；土日祝日は考慮されない）のところ、調査研究事業では、事業者の負担に配慮し、祝日等も考慮の上、3～4週間となることが多い。しかし配慮なく、5月連休直前に公告、直後を期日とし、休日返上での提案書作成が強いられることもある。

17 応募者が1者となった場合は、プレゼンの評価が落札者の決定に影響を与えないため、応募者の負担に配慮し、プレゼンが中止される場合が多い。しかし、配慮なく実施される場合や、中止であっても、その連絡がプレゼン予定日直前に来る場合もある。

18 費用負担については他にも、例えば、提案書の評価項目に「仕様書の内容以上の提案」があると、この項目で点を取るために追加業務を提案することになる。これは実質的に、仕様書の範囲を実施する料金で、仕様書の範囲外の追加業務の実施を約束することを意味する。さらに、謝礼が必須の業務について、仕様書に「謝礼不要」と記載され、謝礼が事業者負担になるケースもある。

19 反対に発注者は自由に扱えるため、発注者の都合で、納品後に報告書の結論が修正されることもある。修正に事業者の同意や確認は不要であるし、修正されても、作成者は事業者のままで公開され、修正された事実は公開されないのが一般的である。

20 産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書：
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/sangyo_zaisan_houkoku.html

くなり、より充実した事業が実施できるようになった。

2024年度は、最後の単年度事業として、2名を派遣（フランス、イギリス）、3名を招へい（ポーランド、ラトビア、ロシア）しつつ、後継の2年事業の1年目として、翌2025年度に派遣・招へいする研究者（派遣2名、招へい3名）を選定した。

2025年度は、上記2年事業の2年目として、前記選定した研究者を派遣・招へいしつつ、次の2年事業も受注できたため、その1年目として、翌2026年度に派遣・招へいする研究者の募集・選定する予定である。

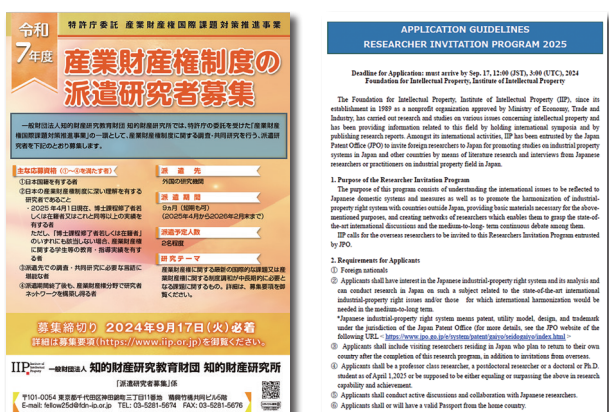


図6 2025年度の派遣研究者募集ポスターと招へい研究者の募集案内（いずれも募集終了済）

6.2 日中共同研究事業

本事業は、中国の政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用に関するテーマを選定し、日中の研究者による共同研究を通じて、両国の知財施策の方向性の検証や、それに関する調査・研究を実施することを目的とした、特許庁の委託事業である。正式名称を「知的財産保護包括協力推進事業」という。

共同研究では、議論や意見交換のための研究者会議を開催し、また、研究成果をまとめた報告書が公開²¹される。

2024年度は、「国際的な事業活動における権利保護の在り方（並行輸入の違法性の検討を含めて）」及び「商標法（及び意匠法）からみた不正競争防止法の保護領域」の2つのテーマについて、合計12名の研究者による共同研究を実施し、また、研究者会議を3回開催した（第1回：2024年7月28日、オンライン、第2回：2024年10月11～12日、東京、第3回：2025年1月11

～12日、オンライン）。第3回会議は北京での開催を予定していたが、事情により、東京と北京にそれぞれ会場を設け、両会場をオンラインでつなぐ形式での開催となった。

2025年度も本事業を受注できており、2025年6月現在、「間接侵害に関する比較研究」及び「意匠の登録要件（新規性、創作非容易性）や同一性（補正、優先権）に関する比較研究」の2つのテーマを確定して、合計12名の研究者を選定し、共同研究が開始されたところである。今後、研究者会議を2024年度と同様に3回開催する予定である（第1回：2025年7月12日、オンライン、第2回：2025年11月14～15日、東京、第3回：2026年1月、北京）。



図7 2024年度の第2回研究者会議（東京会場）

6.3 アセアン諸国の知財制度に関する調査事業

本事業は、「アセアン加盟国の医薬及び医薬関連分野における特許審査実務に関する調査研究」という約2年間の事業であり、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の委託事業である²²。

アセアン各国における医薬等に関する特許審査の基準や実態、仮想事例に対する判断等を調査し、得られた知見を、各知財庁の審査官等が参加するワークショップを通じて共有し、相互理解の促進や審査の向上につなげることを目的としている。

第1期（2023年7月～2024年11月）では、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びラオスの6か国の知財庁に対してアンケート調査を行った上で現地に出張し、各国の知財庁に加えて現地事務所にもヒアリングを実施した。そして、2024年10月3日に、アセアン全10か国の特許審査官等に加え、ERIA、JETRO及び日本国特許庁等の関係者が参加するオンラインワークショップ²³を開催した。

²² 知財研がERIAから事業を受託するのは、本事業が初めて。

²³ <https://www.eria.org/news-and-views/eria-hosts-online-workshop-on-patent-examination-practices-in-the-pharmaceutical-and-related-fields-for-asean-member-states>

²¹ 知的財産に関する日中共同研究報告書：https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/index.html

ワークショップでは、調査結果の共有に加え、それを踏まえたパネルディスカッションや、各国知財庁のプレゼンテーションを通じた活発な議論が行われた。

第1期の調査結果は、2024年9月3日にブルネイで開催された第14回日アセアン特許庁長官会合²⁴、及び、2025年2月26日にオンラインで開催された第5回日アセアン特許専門家会合²⁵において報告されている。

2025年6月現在、第2期（2024年7月～2025年9月予定）として、第1期で訪問していない4か国（ブルネイ、ベトナム、ミャンマー及びカンボジア）の調査を実施している。そして今後、2年事業の集大成として、2025年7月25日に東京でワークショップを開催する予定であり、この内容は、次回の日アセアン特許庁長官会合及び日アセアン特許専門家会合において報告される予定である。

なお、2025年3月28日にミャンマーで大地震が発生し、ミャンマー知財局（IPD）との連絡調整が一時的に途絶え、担当者等の安否が心配されたが、同年4月28日にオンラインながらも無事にヒアリングを実施することができ、上記東京でのワークショップにも来日いただける予定である。



図8 オンラインワークショップの様子

⑦ セミナー・報告会

知財研の研究員が選定した有識者による、知財に係る制度運用や注目判決、外国の知財に関する動向等を題材とした知財研セミナー、及び、派遣・招へい事業（6.1参照）の派遣・招へい研究者による、研究成果の報告会を毎年開催している²⁶。

知財研セミナーは有料ながら、知財研の賛助会員や知財管理技能士会員には割引がある。また、報告会は無料で開

催している。いずれも最近はオンライン開催又は知財研会議室とオンラインのハイブリッド開催が多くなっている。

開催案内は、知財研のホームページのほか、特許庁のイベントカレンダーや、パテントサロンのセミナー・イベント情報、知財管理技能士会員へのメルマガ等を通じて行っており、応募すれば誰でも受講できる。また、原則として質疑応答の時間を設けており、知財研セミナーでは事前質問も受け付けていることが多い。

2024年度は、知財研セミナーを8回、報告会を5回開催した。2025年度も同程度の開催を予定しているところ、興味のある講演があればぜひご参加いただきたい。



図9 知財研セミナーの様子

⑧ 知財図書館

公益事業として知財図書館を運営しており、知財に関わる人にとって利用価値が高い図書館となるよう、知財に関する国内外の図書や雑誌等を収集・提供している。

知財図書館の概要は、司書兼総務部主任を務める石本氏により詳しく紹介されている^{27, 28, 29}が、近況を含め、改めて紹介する。

知財図書館は、知財研設立の1989年に、知財研の附属図書館として設置され、設置当初より、知財研の職員以外の利用にも供してきた。その後、2003年に図書館法2条1項の要件を満たす「図書館」として、司書を配置し、複写サービスが可能となり、2006年には国会図書館等が中心となって発足した「法律図書館連絡会」に加盟し、各法律図書館の動向や法律分野のデータベースの更新状況等が確認できるようになった。2011年に知財研が一般財団法人に移行した際には、公益事業（公益目的支出計画実施事業）として認可され、

24 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2024.html>

25 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202502/2025022803.html>

26 セミナー・報告会：<https://www.iip.or.jp/seminar/index.html>

27 IPジャーナル, 2018, Vol.5, p.87-91

28 特許研究, 2018, No.65, p.70-74

29 専門図書館, 2016, No.278 p.1-4

2023年には都立中央図書館の専門図書館ガイド³⁰に掲載された。

利用日の前営業日までに、図書館のホームページ³¹から来館予約をすれば誰でも利用でき、全開架式のため、収蔵するすべての本や雑誌を直接手に取って自由に閲覧できる。貸出しは行っていないが、有料の複写サービス（郵送対応有）が利用可能である。

毎年新しい図書・雑誌等を購入・配架しており、2025年6月現在、和書約3600冊、洋書約1700冊、調査研究等の報告書約700冊、和洋雑誌約50種等となっている。

知財の研究等に役立つ資料が豊富に揃っており、希少な海外の専門図書や、一般に市販されていない特許庁や知財関連団体の発行した報告書、会員限りの専門誌（「コピーライト」、「知財管理」、「知財ぶりすむ」等）も収蔵している。是非一度、気軽に来館し、手に取ってご覧いただきたい。



図10 知財図書館

9 出版物

知財関係者の関心が高い諸問題について、法曹関係者、企業関係者、政府関係者等による論文や制度解説等の情報を掲載した季刊誌を発行している。

2017年2月までは、「知財研フォーラム」（1989年12月創刊、最終108号）を発行していた。2017年6月からは、知財研と合併した知的財産教育協会の季刊誌「IPマネジメントレビュー」（2011年3月創刊、最終24号）と統合した「IPジャーナル」を年4回発行している³²。

IPジャーナル最新33号（2025年6月発行）では、

1号以来となるAIに関する特集「生成AIとプロダクトデザイン」を組んでおり、次の34号でもAIと特許に関する特集を組む予定である。

最新号の内容は、是非直接ご覧いただきたいとして、以下、知財研フォーラムの創刊号を振り返ってみる。

創刊号は、表紙を入れて僅か7頁という薄い冊子ながら、知財研の初代会長を務めた平岩外四経団連会長（当時）の巻頭言に始まり、今なお示唆に富む内容や、当時の時代背景が偲ばれる内容が盛りだくさんである。

例えば、中山信弘東京大学教授・知財研理事（当時）（現当財団会長）による「知的財産権とは」に、独占が社会的弊害を及ぼす技術については、独占権ではなく報酬請求権を立法するの一案といった、特許の独占的排他権ありきではない柔軟な思考こそが重要である旨が説かれている。

この言から30年以上経過した今もなお、この柔軟な思考の重要性は変わっていない。例えば、現在のAIと知財を取り巻く議論は、特許法等の現行制度に固執したものにちがいが、法域横断的な柔軟な思考も必要ではなかろうか。

また、武田薬品工業（株）へのインタビュー記事には、「化学物質は15年前まで特許の対象にならなかった・・・比較的新しい分野」や、「来年10月から電子出願がスタートしますが、まずはフロップィによる出願を行い」といった回答が記載されており、当時の状況が窺えて興味深い。



図11 知財研フォーラム創刊号（知財図書館所蔵；最終108号まで題字は平岩会長）とIPジャーナル最新33号

30 専門図書館ガイド：https://senmonlib.metro.tokyo.lg.jp

31 知財図書館：https://www.iip.or.jp/library/index.html

32 IPジャーナル：http://www.fdn-ip.or.jp/ipjournal/

10 最後に

知財研で中核をなす調査研究事業は、昨今、実施件数や予算規模が縮小し、その入札は過当競争にある。換言すると、知財の調査研究の入札で、調査事業者の知識や経験、ノウハウといった無形の資産（＝知財）がたたき売りされている。そして、知財研のような小規模事業者は、高騰する人件費や事業費に苦しみつつ、収入確保のため、選り好みの余地なく安い金額で多くの公募案件を勝ち取りに行く必要に迫られている。

重要な調査研究であっても、予算規模が小さいと大規模事業者は手を出しにくい。政府側から見ても、小規模事業者は必要はらずである。過当競争を強いる現在の入札方式の継続は、小規模事業者の疲弊・一掃につながるのだが、残念ながら見直す話は聞こえてこない。

知財研は今後も変わらず質の高い事業実施に努める所存ではあるものの、調査研究の発注方式については見直す時期に来ているのではないかと筆者の勝手な意見を提示して、本稿を締めたいと思う。今後の知財研を含む小規模調査事業者に幸あらんことを。

